

三浦市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三浦市風致地区条例（平成26年三浦市条例第15号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者は、風致地区内行為（行為変更）許可申請書（第1号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 計画書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの）
- (2) 別表に掲げる行為の区分による図面等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(許可を要しない公社、公団等)

第3条 条例第2条第3項に規定する規則で定める公社、公団等は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (5) 独立行政法人環境再生保全機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 神奈川県住宅供給公社
- (9) 神奈川県道路公社

(行為の協議の申出)

第4条 条例第2条第3項の規定により協議をしようとする者は、風致地区内行為（行為変更）協議申出書（第10号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。協議をした行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 計画書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの）
- (2) 別表に掲げる行為の区分による図面等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（行為の届出）

第5条 条例第2条第6項の規定により届出をしようとする者は、風致地区内行為届出書（第11号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 計画書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの）
- (2) 別表に掲げる行為の区分による図面等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（行為の通知）

第6条 条例第3条の規定により通知をしようとする者は、風致地区内行為（行為変更）通知書（第12号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。通知をした行為の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 計画書（第2号様式から第9号様式までのうち該当するもの）
- (2) 別表に掲げる行為の区分による図面等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（地位の承継）

第7条 条例第9条第1項の規定により届出をしようとする者は、風致地区内行為許可地位承継届（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第2項の規定により申請をしようとする者は、風致地区内行為許可地位承継承認申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可標の掲示）

第8条 条例第11条に規定する標識は、風致地区内行為許可標（第15号様式）とする。

（行為の着手及び完了の届出）

第9条 条例第12条第1項又は同条第2項第1号の規定により届

出をしようとする者は、風致地区内行為（着手・完了）届（第16号様式）に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 着手の届出にあつては、風致地区内行為許可標の掲示が分かる近景及び遠景の写真
- (2) 完了の届出にあつては、行為の完了が分かる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書
（行為の中止及び取下げの届出）

第10条 条例第12条第2項第2号の規定により届出をしようとする者は、風致地区内行為中止届（第17号様式）に中止時の現況が分かる写真その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第2条第1項の許可を受けるための申請を行った者で当該許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするものは、風致地区内行為許可申請取下届（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第11条 条例第12条第2項第3号の規定により届出をしようとする者は、住所（氏名）変更届（第19号様式）を市長に提出しなければならない。

（公告の方式等）

第12条 市長は、条例第13条第2項の公告をしたときは、当該公告の日から10日間、当該公告の内容を当該公告に係る措置を行おうとする土地その他適当な場所に掲示するものとする。

（身分証明書の様式）

第13条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第20号様式）とする。

（書類の提出部数）

第14条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、2部とする。ただし、第7条及び第9条から第11条まで

に掲げる書類の提出部数は、1部とする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。